「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度のしくみ

制度の目的（要綱第2条）
島根県内の事業者等が開発した新工法及び新製品を登録することにより、建設工事における利活用と全国市場への展開の促進を図り、県内の事業者等の技術力の向上並びに建設関連産業の活性化と雇用の確保に資すること

県内開発新技術
（工法・製品）

「技術の成立性」、「公共事業への適用性」

新技術の定義（要綱第4条）
従来技術と比較して、品質若しくは安全性の向上、環境負荷の低減、コスト縮減、リサイクル又は県内産材料の利用の推進等に寄与し、建設工事において活用出来る工法又は製品

審査

実績不十分

実績十分

実績OK

審査

実証フィールド工事対象技術
最大3年間（※）

更新申請

審査

再度更新申請

審査

登録技術（登録期間は3年間、更新手続きにより最大9年間）

3年間	3年間	3年間

県外実績が多く、活用効果の評価が特に高い等

申請

審査

推奨技術
13年までの期間

支援内容

- 原則として、単価設定
- ホームページへの情報掲載
- 工事成績評定・業務委託成績評定の加点（最大+1.0点の加点）

審査

市場競争力、全国展開の可能性、販路拡大による雇用創出等

特別支援モデル事業対象技術
・支援期間は2年間

【支援内容】
・総合評価方式の評価項目の設定
（使用するとした場合、技術評価点を加点）
・県工事での優先的な使用
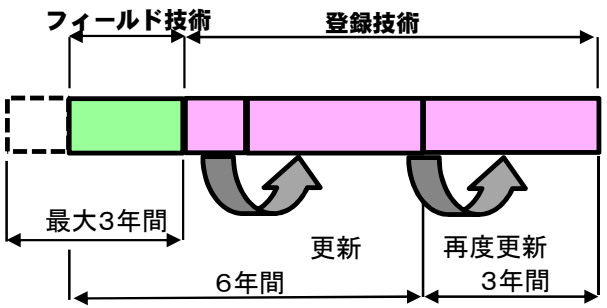
※フィールド技術を経て登録された場合の登録期間のイメージ
（フィールド技術の指定期間を含めたものとする）